

## これまでの宿題事項について

### 周産期・救急③

宿題 1 重症の患者が NICU から後方病床に移行する過程における診療報酬上の評価は現状どうなっているか。

(平成 21 年 9 月 30 日 坂本委員)

#### NICU から後方病床に至るまでの診療報酬上の評価

##### (1) 評価の概要

NICU 病床からの退室者については、

- ① 通常の入院基本料及び幼児加算に加えて、看護配置等の条件が整った病床においては、新生児入院医療管理加算や超重症児加算により、
- ② 小児入院管理料を算定する病棟においては、幼児加算、検査や処置等の診療に係る費用が包括により評価されている（宿題資料 1）。

##### (2) 診療報酬上の課題

NICU（新生児特定集中治療室管理料）については、一度 NICU を退室すると再度入室しても新生児特定集中治療室管理料を算定することができない。

また、NICU の定員を一時的であっても超過して患児を受け入れた場合については、NICU 入室児全員が新生児特定集中治療室管理料を算定できなくなる。

宿題2 NICU から地域への移行阻害要因の調査について平成 20 年度厚生労働科学研究報告書において「家族の受け入れ不良」が挙げられているが、具体的にはどのような記載があったのか。

(平成 21 年 9 月 30 日坂本委員)

平成 20 年度厚生労働科学研究の調査において、退院できない理由として挙げられた回答の具体的な記載は以下の通りであった(宿題資料 2)。

○ 家族の受け入れ不良

「家族が受け入れない」、「面会少なく受け入れ不良」等

○ 家庭環境

「核家族で母以外に面倒を見る人がいない」、「他に介護を要する人がいる」、「両親の健康状態に問題がある」等

○ 地域のサポート体制

「自施設で在宅人工換気患者のフォローを行っていない」、「緊急時の対応ができない」等。

宿題3 ハイリスク分娩管理加算の効果について、検証部会の調査結果を用いて何か分析できないか。

(平成21年9月30日遠藤委員長)

平成20年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査において、病院勤務医の負担軽減策の取組み状況等の把握、負担軽減と処遇改善等に関する調査・検証を行った。ただし、調査結果はハイリスク分娩管理加算の効果を確認に表すものではなく、勤務負担軽減を検証したものである。

自由記載欄に記載された具体的な意見を紹介すると、多胎妊娠等へ対象疾患を拡大すべきとの意見や、病院の収入が増えても産科医の処遇改善には繋がっていないとの意見等があった。

診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成20年調査）

「病院勤務医の負担軽減の実態調査」

<自由記載例>

○外来診療に係るあなたの業務負担が軽減した理由（ハイリスク分娩管理加算に限らない）

- ・外来担当日の減少
- ・診療体制の効率化 等

○診療科において実施した経済面での処遇改善内容（産科関連）

- ・ハイリスク妊娠、分娩点数を主治医に全額配分している。
- ・時間外の分娩手当、夜間緊急手術時の応援者への補助料金が創設された。
- ・救急母胎搬送受入の際、初診療医1名に1回約10000円の手当が付いた。等

○ハイリスク分娩管理加算についての課題・問題点等

- ・適応対象の拡大を要望（既往帝王切開後経膈分娩、双胎妊娠、胎盤機能不全、子宮内胎児発育不全など）
- ・ハイリスク分娩管理加算の対象患者であるが、自然分娩時には保険請求ができない。
- ・病院の増収にはなるが、当事者の産科医の処遇改善には繋がっていない。等

宿題 4 救急医療に関係する現在の診療報酬上の評価と算定状況（例えばハイケアユニット等について）を教えてください。

（平成 21 年 9 月 30 日対馬委員）

救急医療に関しては、救命救急入院料をはじめとする特定入院料による評価、救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算等の入院基本料等加算による評価がされている。

それ以外の評価については、ハイケアユニットの届出が平成 20 年では 68 医療機関、776 床となっている。

また、広範囲熱傷特定集中治療室については、25 医療機関で 52 床の届出となっている。ただし、専用の広範囲熱傷特定集中治療室を設ける施設基準が算定を困難にしているとの指摘もある（宿題資料 3）。

宿題5 救急の受け入れ困難事例の詳細調査結果について教えてほしい。  
(平成21年9月30日坂本委員)

救急患者搬送において受入に至らなかった理由のうち、「ベッド満床」について平成20年6月に医政局指導課が行ったサンプル調査によると、「ベッド満床」には物理的に満床である場合や、物理的に空床があってもその患者にふさわしい病床が空いていない場合、人員不足等の要因が含まれていることが示唆された。

しかしながら、この調査の基になった「救急搬送における医療機関の受入状況等調査」において、受入に至らなかった理由については、医療機関との電話でのやりとりの中で聞き取った内容を消防側の判断で理由を分類したものであり、この詳細調査の結果を踏まえても、「受け入れ困難事例」の詳細についてはのほっきりとした原因を明らかにするには至っていない（宿題資料4）。